

資料 2

令和3年度 第2回
高知県国保運営協議会

令和4年2月21日（月）

高知県国民健康保険事業特別会計の 令和4年度 当初予算（案）等の概要について

高知県
健康政策部 国民健康保険課

余白

1. 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和4年度 当初予算（案）の概要について

<歳入・歳出予算の概要>

○予算総額：約**784.5億円**（前年度との差 ▲約24.1億円（▲2.9%））

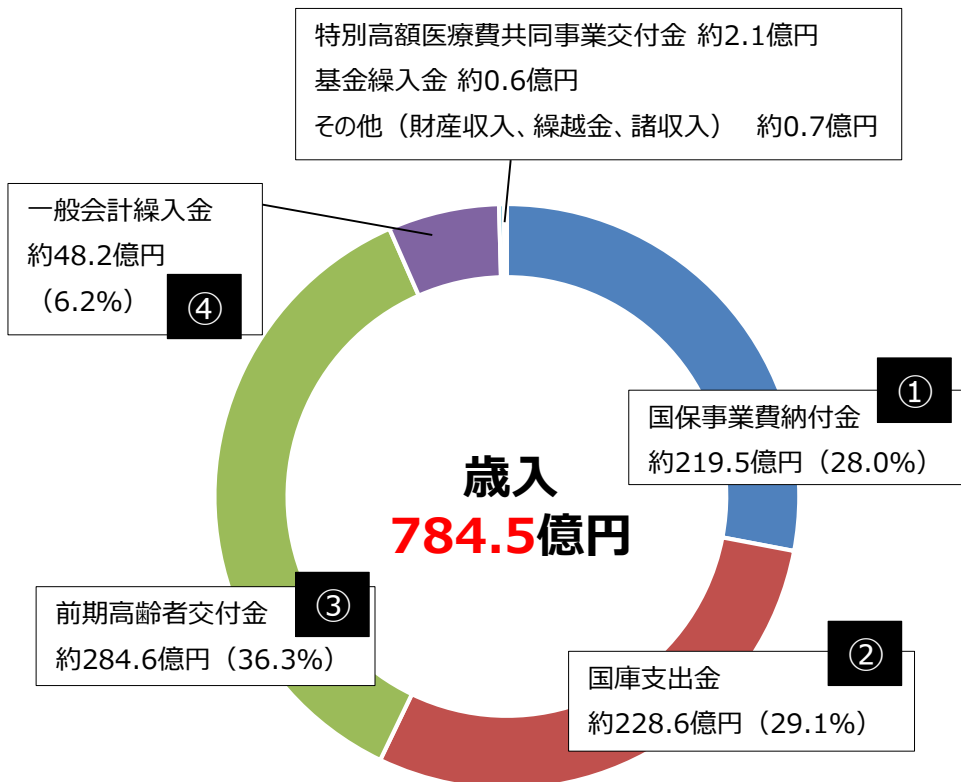
○歳入予算の主な内訳

- ①国保事業費納付金：約219.5億円（同▲約7.9億円（▲3.4%））、②国庫支出金：約228.6億円（同▲約2.8億円（▲1.2%））、
- ③前期高齢者交付金：約284.6億円（同▲約13.5億円（▲4.5%））、④一般会計繰入金：約48.2億円（同▲約0.1億円（▲0.1%））

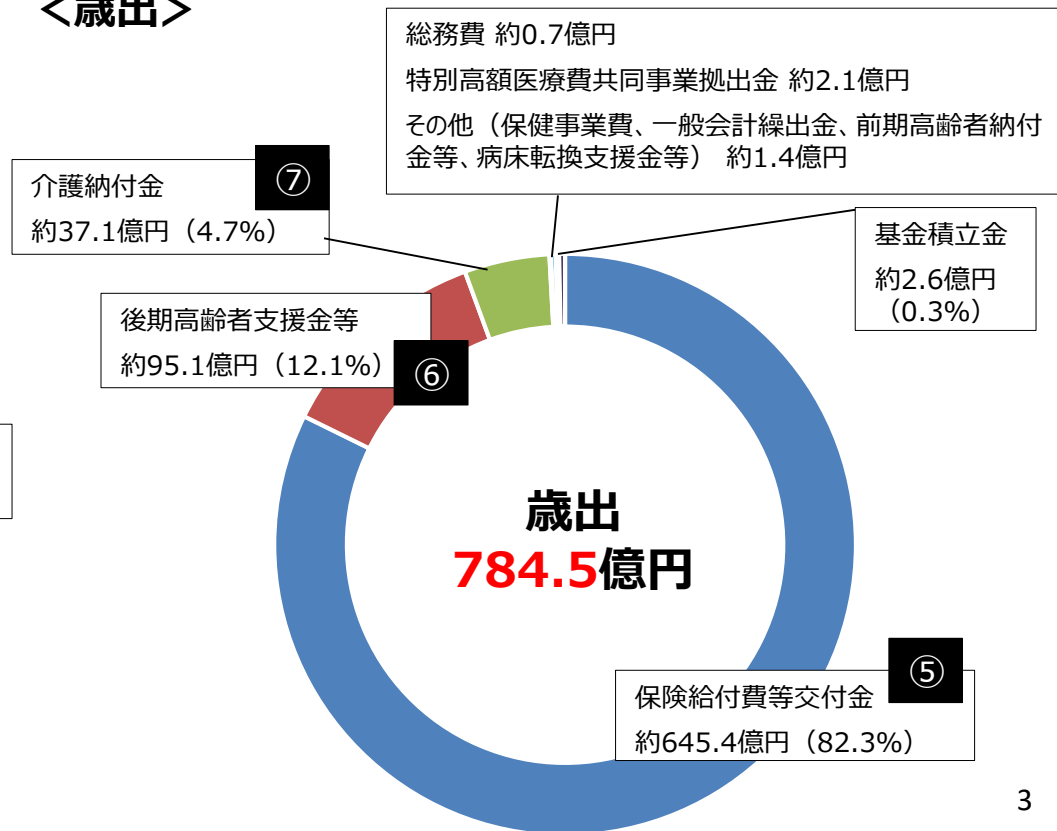
○歳出予算の主な内訳

- ⑤保険給付費等交付金：約645.4億円（同▲約17.5億円（▲2.6%））、⑥後期高齢者支援金等：約95.1億円（同▲約3.6億円（▲3.6%））、⑦介護納付金：約37.1億円（同+約1.0億円（+2.7%））

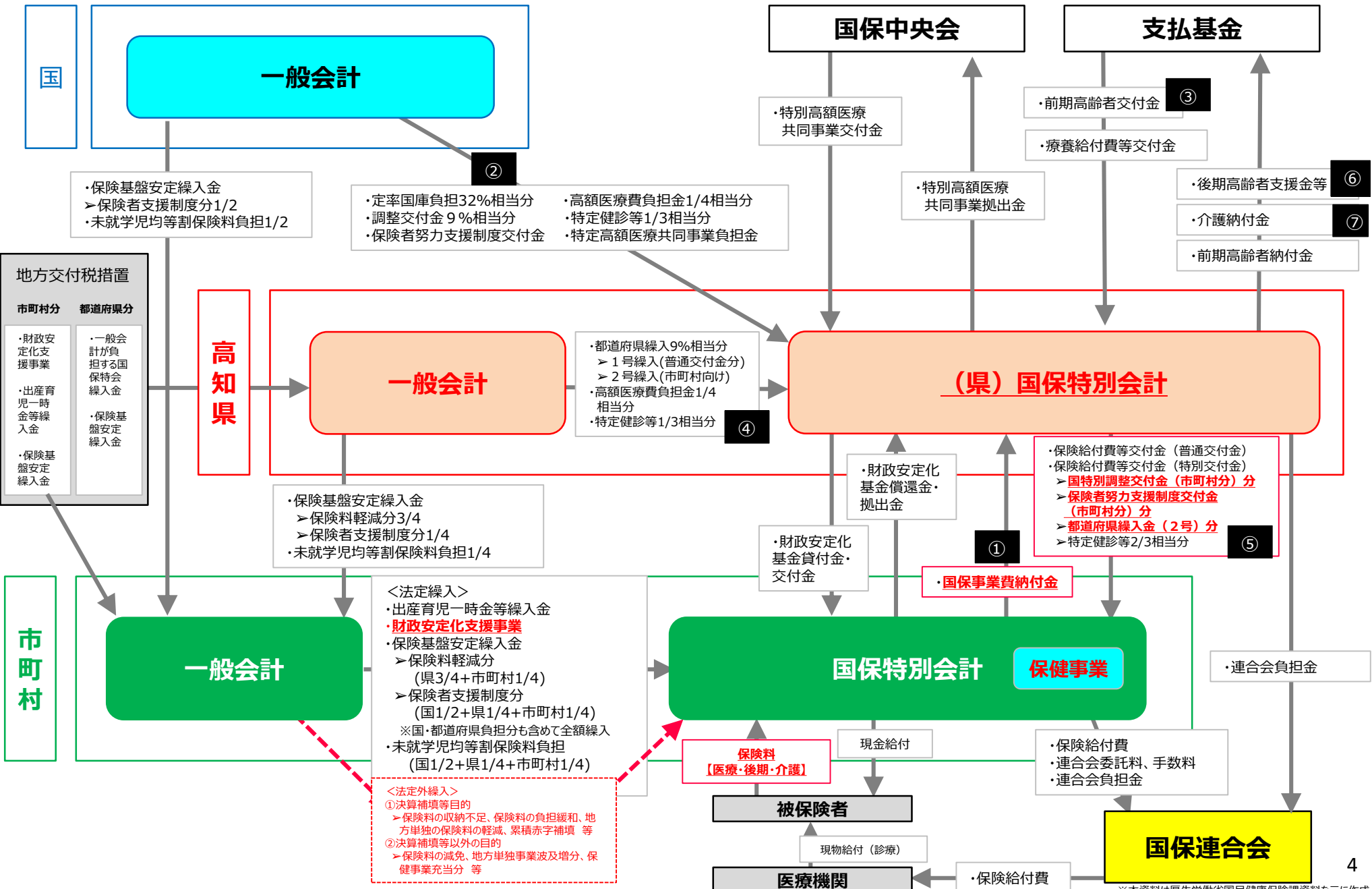
<歳入>



<歳出>



(参考) 国民健康保険財政の仕組み



令和4年度 高知県国民健康保険事業特別会計 当初予算について

令和4年度 県国保特会の予算規模 78,445,959千円【対前年度当初比 2,410,797千円減、2.98%減】

<県国保特会からの主な歳出>

- 保険給付費等交付金（普通交付金）（市町村） 62,688,369千円
- 保険給付費等交付金（特別交付金）（市町村） 1,854,942千円
- 後期高齢者支援金等（社会保険診療報酬支払基金） 9,512,764千円
- 介護納付金（社会保険診療報酬支払基金） 3,714,245千円
- 被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組（県実施） 23,246千円

<県一般会計からの主な歳出>

- 保険基盤安定負担金 2,877,748千円
- ・保険料軽減分【県負担分3/4（市町村1/4）】（市町村） 2,452,544千円
- ・保険者支援分【県負担分1/4（国1/2、市町村1/4）】（市町村） 425,204千円

県全体で健康づくり事業に取り組むことにより、医療費適正化を推進するとともに、保険者努力支援交付金の市町村分の確保につなげる。

歳出

保険者努力支援交付金
○取組評価分：後発医薬品の使用割合や収率率の向上など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対する交付金。
○事業費分：都道府県や市町村が行う予防・健康づくり事業に要する費用に対する交付金。

国保事業費納付金
○保険給付費等交付金（普通交付金）、後期高齢者支援金等、介護納付金、前期高齢者納付金の財源とするため、県が算定し、市町村が県に納付。
○各市町村は、この額等をもとに、国保料率を決定し、賦課・徴収する。

一般会計繰入金
4,828,935千円（※2）
○県繰入金（旧の県調交）：4,055,858千円（再掲）
○高額医療費負担金：650,349千円（再掲）
○特定健診等負担金：119,889千円（再掲）
○職員給与費等繰入金（総務費）：2,839千円

一般会計繰出金 98,470千円
○予防・健康づくり事業の一部を一般会計で執行。

※1：（ ）書きは歳出先または歳入元。
※2：歳入の縦線部分は、県一般会計から国保特会への繰り入れ部分。

歳入（県国保特会）

保険者努力支援交付金（国） 844,774千円 （県：469,827千円、市町村：374,947千円）	国・調整交付金（国） 合計 7,198,219千円 （内訳） ・普調：6,031,333千円 ・特調：1,166,886千円
高額医療費負担金（国、県一般会計から繰入） 1,300,698千円	
特別高額医療共同事業費負担金（国） 50,898千円	特調の内訳 ・特別事情分：872,566千円 ・子どもに係る分：98,325千円 ・保険者努力支援制度（市町村分）： 85,151千円 ・激変緩和用の暫定措置（特例交付金）： 62,670千円 ・激変緩和用（特調活用分）：25,068千円 ・予防・健康づくり事業：23,106千円
特別高額医療共同事業交付金（国保中央会） 208,440千円	
特定健診等負担金（国、県一般会計から繰入） 239,778千円	
国保事業費納付金（市町村） 合計 21,954,801千円 （内訳） ・医療分 15,709,026千円 ・後期分 4,492,052千円 ・介護分 1,753,723千円	療養給付費等負担金（国） 13,998,237千円
	前期高齢者交付金（社会保険診療報酬支払基金） 28,463,935千円
	県繰入金（旧の県調整交付金）（県一般会計から繰入） 合計 4,055,858千円

国・調整交付金
○普通調整交付金 財政力の不均衡等を調整するために交付。
○特別調整交付金 画一的な測定方法では措置できない特別事情を考慮して交付。

前期高齢者交付金
○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入割合により調整。

県繰入金
○1号繰入金 一般会計から国保特会に繰入れ、保険給付費等交付金（普通交付金）の財源に充てる。
○2号繰入金 国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に交付。

50%

公費（国・県）50%

◆主な歳出※【】内は歳出先		内容	R4当初(案)	R3当初	3→4増減額	3→4増減率	増減要因など
保険給付費等交付金		※以下のとおり。	64,543,311	66,291,040	▲ 1,747,729	▲ 2.6%	
内 訳	①普通交付金【市町村】	各市町村の保険給付(医療機関等への支払い)に要する費用を交付。	62,688,369	64,388,791	▲ 1,700,422	▲ 2.6%	被保険者数の減少。
	②特別交付金【市町村】(※4区分の計)	市町村の個別の事情に応じて交付。	1,854,942	1,902,249	▲ 47,307	▲ 2.5%	国特調の対象事業費の減少。 ※4区分:国特調、保険者努力支援、県2号繰入金、特定健診等負担金
	③後期高齢者支援金等【社会保険診療報酬支払基金】(「支払基金」という。)	後期高齢者医療制度への支え合いのための経費。	9,512,764	9,866,651	▲ 353,887	▲ 3.6%	被保険者数が減少。
	④介護納付金【支払基金】	介護保険制度への支え合いのための経費。	3,714,245	3,614,173	100,072	2.8%	介護納付金の1人当たり単価が増加。
	⑤保健事業費	被保険者の健康づくりと医薬品の適正使用に向けた取組	23,246	17,162	6,078	35.4%	・特定健診受診率向上のための広報を新たに実施することによる増加。
	⑥国保財政調整基金積立金	基金への積立金	256,928	698,517	▲ 441,589	▲ 63.2%	前期高齢者交付金概算交付額の一部留保額の減少。

◆主な歳入※【】内は歳入元		内容	R4当初(案)	R3当初	3→4増減額	3→4増減率	増減要因など
内 訳	(1)国保事業費納付金【市町村】	・市町村の医療に要する費用を賄うための「保険給付費等交付金」に充てるため、県が県全体の保険給付費等の見込みに基づき算定。 ・各市町村の医療費(医療分のみ)や所得水準、被保険者数などに応じて配分する。	21,954,801	22,738,115	▲ 783,314	▲ 3.4%	・保険給付費、後期高齢者支援金の減少 ・介護納付金の増加。 ・前期高齢者交付金の減少など。
	・医療給付費分		15,709,026	16,469,278	▲ 760,252	▲ 4.6%	
	・後期高齢者支援金等分		4,492,052	4,555,335	▲ 63,283	▲ 1.4%	
	・介護納付金分		1,753,723	1,713,502	40,221	2.3%	
(2)前期高齢者交付金【支払基金】	前期高齢者の加入率の偏在による不均衡を全保険者で調整。当該年度は概算交付され、2年後に精算する方式。※国係数により算定。	28,463,935	29,807,835	▲ 1,343,900	▲ 4.5%	・当年度概算交付額の減少。	
(3)療養給付費等負担金【国】	保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の32%を国から交付。	13,998,237	14,223,302	▲ 225,065	▲ 1.6%	保険給付費の減少。	
(4)国民健康保険財政調整交付金【国】	都道府県間の財政力の不均衡などを調整。(全国平均で保険給付費等の9%。(普調は7%、特調は2%))	7,198,219	7,351,816	▲ 153,597	▲ 2.1%	・普調:6,031,333千円 ・特調:1,166,886千円	
(5)高額医療費負担金【国】	1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	650,349	641,115	9,234	1.4%	高額な医療費の増加。	
(6)国民健康保険保険者努力支援制度交付金【国】	個人へのインセンティブの提供など、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に交付。	844,774	772,808	71,966	9.3%	県分の増加。	
(7)特定健康診査等負担金【国】	特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	119,889	98,228	21,661	22.1%	対象者数の増加。	
(8)一般会計繰入金	※以下のとおり。	4,828,935	4,831,991	▲ 3,056	▲ 0.1%		
主 な もの	・県・繰入金(旧の県調整交付金)	保険給付費から前期高齢者交付金などを控除した額の9%を一般会計から繰入。	4,055,858	4,089,289	▲ 33,431	▲ 0.8%	保険給付費の減少。
	・高額医療費負担金(県)	1件80万円超のレセプトの発生による国保財政への影響の緩和を図るため、対象経費の1/4を負担。	650,349	641,116	9,233	1.4%	高額な医療費の増加。
	・特定健康診査等負担金(県)	特定健康診査・特定保健指導に要する経費の1/3を負担。	119,889	98,228	21,661	22.1%	対象者数の増加。

2. 令和4年度 国民健康保険事業費納付金の 算定結果について

<算定結果の概要>

- 納付金総額：約**219億円**
(前年度との差 ▲約7.8億円 (▲3.4%))
- 被保険者1人当たりの納付金額：140,567円
(前年度との差 +12円 (0.0%))
- 市町村毎の納付金総額：**増加7市町村、減少27市町村**
※被保険者一人当たりでは、増加19市町村、減少15市町村
- 激変緩和措置額：約1.7億円(20市町村が対象)
※財源となる国の拡充公費の見込額：約1.5億円(加えて県1号線入金の一部を活用)
(※ R4年度の縮減分：約1.7億円(激変緩和措置対象額約3.5億円の2/4))

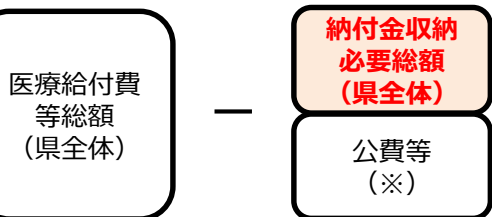


【参考①】算定の基礎となる数値 ※ () 内は前年度の本算定結果との差、増減率

被保険者数 : 156,187人 (▲5,586人、▲3.5%)
 所得(医療分) : 約753億円 (+約12億円、+1.6%)
 保険給付費 : 400,393円/人 (+3,469円/人、+0.8%)

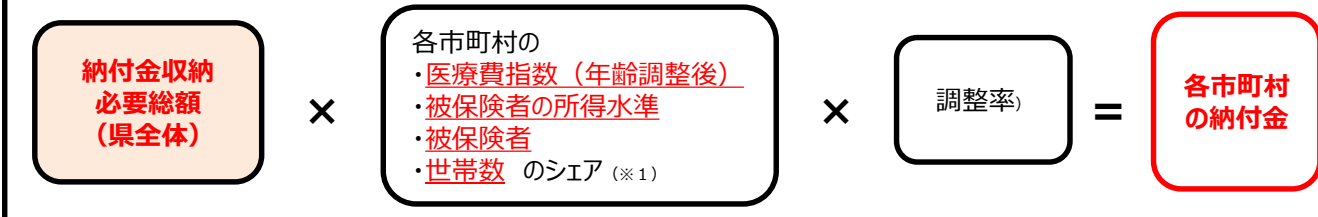
【参考②】納付金の算定式の概要

①県全体の納付金収納必要総額を算定



※保険者努力支援交付金、県2号線入金分等の市町村向け公費等は除く

②各市町村ごとの納付金額を算定



(※1) 後期・介護分は被保険者の所得水準、被保険者数及び世帯数のみ

令和4年度 市町村別国民健康保険事業費納付金額（本算定）

	令和4年度		1人当たり	
	納付金額 (千円)	対前年度 増減率	納付金額 (円)	対前年度 増減率
県計	21,954,802	▲ 3.4%	140,567	0.0%
高知市	8,935,334	▲ 2.9%	145,141	0.2%
室戸市	572,004	▲ 9.1%	150,488	▲ 3.8%
安芸市	817,657	▲ 3.8%	156,669	0.8%
南国市	1,428,146	▲ 3.3%	146,222	▲ 0.5%
土佐市	1,011,875	▲ 3.1%	145,405	0.6%
須崎市	750,671	▲ 4.2%	133,121	0.6%
土佐清水市	475,222	▲ 12.5%	128,023	▲ 3.5%
宿毛市	661,103	▲ 5.6%	126,696	▲ 2.0%
四万十市	954,482	▲ 2.6%	118,909	▲ 0.1%
香南市	1,090,300	▲ 3.1%	140,340	0.5%
香美市	870,550	▲ 2.3%	140,095	1.2%
東洋町	105,147	4.0%	148,093	4.8%
奈半利町	134,654	▲ 0.4%	144,945	▲ 1.1%
田野町	104,255	▲ 5.6%	144,198	▲ 0.8%
安田町	109,789	▲ 3.9%	145,801	▲ 3.7%
北川村	49,035	2.6%	148,589	3.9%
馬路村	23,600	7.2%	148,423	5.9%

	令和4年度		1人当たり	
	納付金額 (千円)	対前年度 増減率	納付金額 (円)	対前年度 増減率
県計	21,954,802	▲ 3.4%	140,567	0.0%
芸西村	238,764	▲ 5.7%	183,523	▲ 1.1%
大川村	6,521	7.4%	82,534	14.2%
土佐町	108,469	▲ 8.8%	131,001	1.9%
本山町	88,625	▲ 4.7%	116,458	▲ 1.2%
大豊町	127,861	5.7%	144,802	3.6%
佐川町	412,985	▲ 3.3%	144,958	1.3%
越知町	179,898	3.1%	131,408	2.6%
中土佐町	253,022	▲ 0.8%	148,313	1.5%
日高村	157,931	3.9%	128,712	1.7%
梶原町	102,819	▲ 2.8%	126,158	2.7%
大月町	188,614	▲ 6.2%	129,542	0.8%
三原村	52,076	▲ 8.5%	136,324	▲ 0.3%
いの町	704,290	▲ 0.2%	137,745	2.0%
津野町	153,044	▲ 6.1%	120,223	▲ 3.4%
仁淀川町	137,729	▲ 1.2%	119,039	2.7%
四万十町	578,631	▲ 4.7%	128,585	▲ 1.7%
黒潮町	369,716	▲ 8.6%	123,403	▲ 3.8%

(注)

- ① 県全体では、被保険者数が減少しているため、納付金総額は減少（1人当たりの金額は微減）
- ② 太字+下線は激変緩和措置の対象の20市町村
- ③ 一部市町村で納付金額が前年度に比べ著しく増加している主な要因は、これまでの激変緩和措置の段階的縮減によるもの。（R4年度は2/4縮減）
- ④ 1人あたり納付金額は、「各市町村の納付金額÷被保険者数（納付金算定時の見込み）」で算出した額であり、被保険者が実際に支払うべき保険料ではない

令和4年度の国保事業費納付金の本算定の前提条件について（令和3年度との比較）

算定的前提条件 (主なもの)	令和3年度 納付金 本算定時	令和4年度 納付金 本算定時	変更点
医療費指数反映係数 α	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	$\alpha = 1$ (納付金算定において、市町村ごとの医療費の差異を全て反映する。)	変更なし。
所得係数 β	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分 0.78 ・後期分 0.79 ・介護分 0.80 いずれも国基準の「 β =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分 0.79 ・後期分 0.80 ・介護分 0.81 いずれも国基準の「 β =高知県平均の1人当たり所得/全国平均の1人当たり所得」を用いる。	考え方に変更なし。 (全国平均所得と本県平均所得との比較であるため、値は若干、変化する。)
年齢調整後の医療費指数の算出における、共同負担の実施	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	特別高額医療費（1件420万円超レセプトのうち200万円超部分）を共同負担を行い、年齢調整後の医療費指数を算出する。	変更なし。
激変緩和措置の経過措置	激変緩和措置額を令和2年度算定以前と同様の方法で算定し、段階的に縮減（縮減率：1/4）縮減額は、後年度に活用可能な財源として確保	激変緩和措置額を令和2年度算定以前と同様の方法で算定し、段階的に縮減（縮減率：2/4）縮減額は、後年度に活用可能な財源として確保	考え方に変更なし。
医療分の激変緩和（経過措置）の基準値	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	小規模な市町村では、年度によって基準値がマイナス値になるなど、医療分は年度間の変動が大きいため、平成27年度と28年度の2か年平均を使用。	変更なし。
激変緩和措置（経過措置）における「許容範囲」	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	自然増等+1パーセント (自然増等は制度改革による影響ではないため、激変緩和措置の対象外)	変更なし。
激変緩和措置（経過措置）における自然増等の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分：12.45% (2.98%) ・後期分：12.17% (2.91%) ・介護分：12.90% (3.08%) ○3つの合算：12.43% (2.97%) ※H28→R3の5年間の伸び率。 ()内は半年度換算。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療分：9.76% (1.56%) ・後期分：14.52% (2.28%) ・介護分：17.35% (2.70%) ○3つの合算：11.02% (1.76%) ※H28→R4の6年間の伸び率。 ()内は半年度換算。	考え方に変更なし。

令和4年度 国保事業費納付金の本算定に用いた各種数値について（令和3年度との比較）

	令和3年度納付金 (R3.1 本算定)	令和4年度納付金 (R3.11 仮算定) ※【 】内はR3納付金算定時との差	令和4年度納付金 (R4.1 本算定) ※【 】内はR3納付金算定時との差	
算定対象年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	
医療費指数	平成29年度～令和元年度の3年平均 (特別高額医療費(1件当たり420万円超のレセプトのうち200万円超の部分)を共同負担)	平成30年度～令和2年度の3年平均 (特別高額医療費(1件当たり420万円超のレセプトのうち200万円超の部分)を共同負担)	平成30年度～令和2年度の3年平均 (特別高額医療費(1件当たり420万円超のレセプトのうち200万円超の部分)を共同負担)	
所得	平成30年度～令和2年度の3年平均	令和元年度～令和3年度の3年平均	令和元年度～令和3年度の3年平均	
主な 公費 (国費)	国・普通調整交付金 (県全体の納付金を低減)	合計：6,057,135千円 ・医療分：4,394,872千円 ・後期分：1,258,091千円 ・介護分：404,172千円 (全国450億円)	合計：6,097,122千円【+39,987千円】 ・医療分：4,316,772千円【▲78,100千円】 ・後期分：1,209,754千円【▲48,337千円】 ・介護分：570,596千円【+166,424千円】 (全国500億円【+50億円】) ※激変緩和用の暫定措置額の減額50億円を振替	合計：6,031,333千円【▲25,802千円】 ・医療分：4,440,636千円【▲45,764千円】 ・後期分：1,162,986千円【▲95,105千円】 ・介護分：427,711千円【+23,539千円】 (全国500億円【+50億円】) ※激変緩和用の暫定措置額の減額50億円を振替
	激変緩和用の暫定措置 (個別市町村の納付金を低減)	93,353千円 (全国150億円を被保険者数で按分)	62,670千円【▲30,683千円】 (全国100億円【▲50億円】を被保険者数で按分)	62,670千円【▲30,683千円】 (全国100億円【▲50億円】を被保険者数で按分)
	追加激変緩和用の 特別調整交付金 (個別市町村の納付金を低減)	37,341千円 (全国60億円を被保険者数で按分)	25,068千円【▲12,273千円】 (全国40億円【▲20億円】を被保険者数で按分)	25,068千円【▲12,273千円】 (全国40億円【▲20億円】を被保険者数で按分)
	激変緩和用の特例基金 (個別市町村の納付金を低減)	61,690千円 激変緩和用の特例基金185,070千円(令和5年度まで活用可能) の1/3を活用	61,690千円【+0円】 激変緩和用の特例基金185,070千円(令和5年度まで活用可能) の1/3を活用 (R3末特例基金残高(見込み)：123,965千円)	同左
	特別調整交付金 (子ども分) (個別市町村の納付金を低減)	95,191千円 (全国100億円)	98,325千円【+3,134千円】 (全国100億円)	98,325千円【+3,134千円】 (全国100億円)
	保険者努力支援制度 (取組評価分) (都道府県分) (県全体の納付金を低減)	317,819千円 (全国500億円)	387,900千円【+70,081千円】 (全国500億円)	377,400千円【+59,581千円】 (全国500億円)
		(※予防・健康づくりを推進するために令和2年度より増額された保険者努力支援制度の事業費・事業費連動分については、納付金算定では考慮しないこととされている。)		

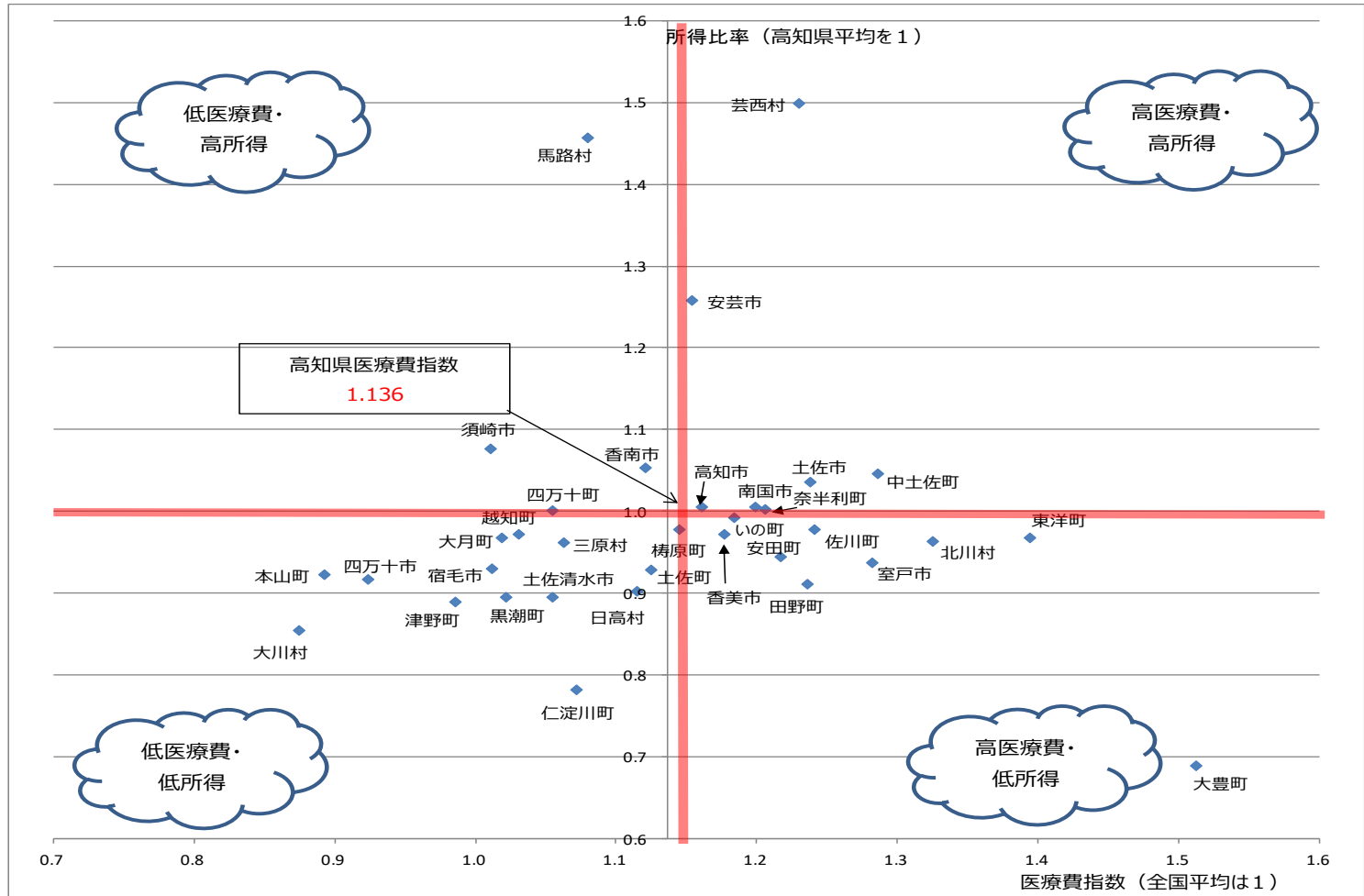
令和4年度 国保事業費納付金の本算定に用いた

「医療費指数（年齢調整後）」（平成30年度～令和2年度平均）と「所得」（令和元年度～令和3年度平均）について

この表は、各市町村に配分された納付金額を分析する際に活用する。
 （「高医療費・高所得」は納付金：多、「低医療費・低所得」は納付金：少）

※数値は、「国保事業費納付金等算定標準システム」から引用。

	医療費指数 (H30~R2 平均)		所得比率 (R1~R3 医療分平均)	
	X	順位	Y	順位
高知市	1.161	15	1.005	9
室戸市	1.282	5	0.936	22
安芸市	1.153	16	1.257	3
南国市	1.199	12	1.005	8
土佐市	1.238	7	1.035	7
須崎市	1.010	30	1.076	4
四万十市	0.923	32	0.916	26
土佐清水市	1.055	24	0.894	30
宿毛市	1.011	29	0.930	23
東洋町	1.394	2	0.967	17
奈半利町	1.206	11	1.001	10
田野町	1.236	8	0.911	27
安田町	1.216	10	0.943	21
北川村	1.325	3	0.962	19
馬路村	1.080	21	1.456	2
芸西村	1.230	9	1.499	1
香美市	1.177	14	0.972	15
香南市	1.121	19	1.053	5
大川村	0.875	34	0.853	32
土佐町	1.145	17	0.977	13
本山町	0.892	33	0.921	25
大豊町	1.513	1	0.689	34
いの町	1.183	13	0.991	12
仁淀川町	1.071	22	0.781	33
佐川町	1.241	6	0.976	14
越知町	1.054	25	1.000	11
中土佐町	1.286	4	1.046	6
四万十町	1.031	26	0.971	16
日高村	1.114	20	0.902	28
津野町	0.986	31	0.889	31
梶原町	1.125	18	0.927	24
黒潮町	1.021	27	0.894	29
大月町	1.019	28	0.966	18
三原村	1.062	23	0.961	20
高知県平均	1.136		1.000	



※各市町村の医療費指数は、特別高額医療費を共同負担後の数値

3. 令和2年度高知県国民健康保険事業 特別会計決算について

令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計決算について（形式収支）



○令和2年度の県国保特別会計決算（形式収支）は約39億円の黒字。
（療養給付費等負担金等の公費の精算が未反映である点に留意）

（金額単位：円）

項目	No.	科目	決算額	内訳					特別交付金分 (保健事業含む)	その他 (県の保健事業・事務費 ・基金積立等)
				医療分	後期支援金分	介護納付金分	退職者分			
負担金	1	国保事業費納付金（医療分）	16,745,710,781	16,745,710,781						
	2	国保事業費納付金（後期分）	4,761,025,557		4,761,025,557					
	3	国保事業費納付金（介護分）	1,624,061,630			1,624,061,630				
	4	療養給付費等交付金【社会保険診療報酬支払基金より】	0							
	5	前期高齢者交付金	28,865,386,658	28,865,386,658						
	6	特別高額医療費共同事業交付金	117,730,457	117,730,457						
	7	療養給付費等負担金	15,750,679,563	11,466,640,429	3,154,277,197		1,129,761,937			
	8	高額医療費負担金	667,794,364	667,794,364						
	9	特別高額医療費共同事業費負担金	49,331,000	49,331,000						
	10	特定健康診査等負担金	112,510,000					112,510,000		
	11	国保財政調整交付金	7,710,893,000	4,795,500,000	1,251,889,000		414,936,000	0	1,239,368,820	
	12	普通調整交付金	6,148,812,000	4,481,987,000	1,251,889,000		414,936,000		9,199,180	
	13	特別調整交付金	1,562,081,000	313,513,000				1,239,368,820	9,199,180	
	14	国保保険者努力支援制度交付金	999,882,000	577,866,000				371,317,279	50,698,721	
国庫支出金	15	国保財政安定化基金利子収入	375,089						375,089	
	16	国保財政調整基金利子収入	92,866						92,866	
	17	一般会計繰入金	4,809,792,109	3,502,358,284	887,140,461		317,745,544	0	100,711,000	
	18	高額医療費負担金	666,825,231	666,825,231						
	19	特定健康診査・保健指導負担金	100,711,000					100,711,000		
	20	県繰入金	4,040,419,058	2,835,533,053	887,140,461		317,745,544			
	21	国保連協委員報酬	216,000						216,000	
	22	国保連合会負担金	100,000						100,000	
	23	事務費等	1,520,820						1,520,820	
	24	国保財政安定化基金繰入金【決算補填】	0							
繰入金	25	国保財政調整基金繰入金【決算補填】	0							
	26	繰越金	1,946,663,825	149,218,052					1,797,445,773	
	27	諸収入	38,470,427				1,122,813	11,177,178	26,164,000	
	28	繰入合計	84,200,399,326	66,937,536,025	10,054,332,215	3,487,627,924	11,177,178	1,850,071,099	1,859,654,885	
歳入	1	総務費	818,100,723						818,100,723	
	2	保険給付費等交付金	64,260,670,805	61,999,439,543	0			▲ 2,384,431	2,091,474,000	
	3	普通交付金	62,169,196,805	61,999,439,543				▲ 2,384,431	172,141,693	
	4	特別交付金	2,091,474,000						2,091,474,000	
	5	後期高齢者支援金等	9,839,273,573		9,839,273,573					
	6	前期高齢者納付金等	18,031,703	18,031,703						
	7	介護納付金	3,530,506,053			3,530,506,053				
	8	病床転換支援金等	56,863		56,863					
	9	共同事業拠出金	116,394,221	116,394,221						
	10	保健事業費	12,465,535					2,491,820	9,973,715	
	11	一般会計繰出金	24,951,945					4,990,389	19,961,556	
	12	国保財政安定化基金積立金	609,042,398						609,042,398	
	13	国保財政調整基金積立金	1,004,250,914						1,004,250,914	
	14	歳出合計	80,233,744,733	62,133,865,467	9,839,330,436	3,530,506,053		▲ 2,384,431	2,098,956,209	
繰入-歳出			3,966,654,593	4,803,670,558	215,001,779	▲ 42,878,129	13,561,609	▲ 248,885,110	▲ 773,816,114	

令和2年度高知県国民健康保険事業特別会計決算について（実質収支）



- 令和2年度の県国保特別会計決算（公費の精算後の実質収支）は約18億円の黒字。
- 黒字の主な要因としては、新型コロナウイルス感染症による受診控え等の影響により給付費が見込額を下回ったこと等による。
- 実質収支の決算剰余金は、県の国保財政調整基金に積み立て、後年度の納付金水準の年度間調整等に活用。

（金額単位：円）

項目	No.	科目	後年度精算を反映後の金額	内訳					
				医療分	後期支援金分	介護納付金分	退職者分	特別交付金分 (保健事業含む)	その他 (県の保健事業・事務費・基金積立等)
負担金	1	国保事業費納付金（医療分）	16,745,710,781	16,745,710,781					
	2	国保事業費納付金（後期分）	4,761,025,557		4,761,025,557				
	3	国保事業費納付金（介護分）	1,624,061,630			1,624,061,630			
	4	療養給付費等交付金【社会保険診療報酬支払基金より】	▲ 26,944,696					▲ 26,944,696	
	5	前期高齢者交付金	28,865,386,658	28,865,386,658					
	6	特別高額医療費共同事業交付金	117,730,457	117,730,457					
国庫支出金	7	療養給付費等負担金	13,874,695,356	9,590,656,222	3,154,277,197	1,129,761,937			
	8	高額医療費負担金	667,341,938	667,341,938					
	9	特別高額医療費共同事業費負担金	49,331,000	49,331,000					
	10	特定健康診査等負担金	83,208,000					83,208,000	
	11	国保財政調整交付金	7,703,182,000	4,795,500,000	1,251,889,000	414,936,000	0	1,231,657,820	9,199,180
	12	普通調整交付金	6,148,812,000	4,481,987,000	1,251,889,000	414,936,000			
	13	特別調整交付金	1,554,370,000	313,513,000				1,231,657,820	9,199,180
	14	国保保険者努力支援制度交付金	969,141,000	577,866,000				340,576,279	50,698,721
財産	15	国保財政安定化基金利子収入	375,089						375,089
	16	国保財政調整基金利子収入	92,866						92,866
繰入金	17	一般会計繰入金	4,626,840,018	3,348,703,193	887,140,461	317,745,544	0	71,414,000	1,836,820
	18	高額医療費負担金	666,372,805	666,372,805					
	19	特定健康診査・保健指導負担金	71,414,000					71,414,000	
	20	県繰入金	3,887,216,393	2,682,330,388	887,140,461	317,745,544			
	21	国保連協委員報酬	216,000						216,000
	22	国保連合会負担金	100,000						100,000
	23	事務費等	1,520,820						1,520,820
	24	国保財政安定化基金繰入金【決算補填】	0						
	25	国保財政調整基金繰入金【決算補填】	0						
	その他	26	繰越金	1,946,663,825	149,218,052				
27		諸収入	38,470,427			1,122,813	11,177,178	26,164,000	6,436
-	28	繰入合計	82,046,311,906	64,907,444,301	10,054,332,215	3,487,627,924	▲ 15,767,518	1,753,020,099	1,859,654,885

歳出	1	総務費	818,100,723						818,100,723
	2	保険給付費等交付金	64,251,189,113	62,095,798,154	0	0	▲ 49,597,734	1,745,537,890	459,450,803
	3	普通交付金	62,218,342,113	62,095,798,154			▲ 49,597,734		172,141,693
	4	特別交付金	2,032,847,000					1,745,537,890	287,309,110
	5	後期高齢者支援金等	9,839,273,573		9,839,273,573				
	6	前期高齢者納付金等	18,031,703	18,031,703					
	7	介護納付金	3,530,506,053			3,530,506,053			
	8	病床転換支援金等	56,863		56,863				
	9	共同事業拠出金	116,394,221	116,394,221					
	10	保健事業費	12,465,535					2,491,820	9,973,715
	11	一般会計繰出金	24,951,945					4,990,389	19,961,556
	12	国保財政安定化基金積立金	609,042,398						609,042,398
	13	国保財政調整基金積立金	1,004,250,914						1,004,250,914
	14	歳出合計	80,224,263,041	62,230,224,078	9,839,330,436	3,530,506,053	▲ 49,597,734	1,753,020,099	2,920,780,109
	繰入-歳出	▲ 1,822,048,865	2,677,220,223	215,001,779	▲ 42,878,129	33,830,216	0	▲ 1,061,125,224	

4. 高知県国民健康保険事業特別会計の 令和3年度 2月補正予算（案）の概要について

令和3年度2月補正予算の主な項目について

① 国民健康保険財政調整基金積立金

→「R3激変緩和措置縮減分」と「R2年度決算剰余金分」の増額補正

	R3当初予算	2月補正予算	最終予算	備考
前期高齢者交付金留保分	698,000千円	－	698,000千円	R5年度の精算減に備え、R3概算分の一部を積立て 【用途：納付金の年度間調整】
激変緩和措置縮減分	－	87,269千円	87,269千円	現行の激変緩和措置の縮減分の積立て 【用途：今後の統一に向けた激変緩和措置】
運用益	517千円	▲337千円	180千円	
R2決算剰余金分	－	1,822,049千円	1,822,049千円	【用途：納付金の年度間調整】
合計	698,517千円	1,908,981千円	2,607,498千円	

② 保険給付費等交付金

→「特別交付金」の増額補正

※県2号交付金（財源は県繰入金）の増額により、その分普通交付金の財源が不足するため、不足分はこれまで積み立てた県国保財政調整基金から補填することとしている。

	R3当初予算	2月補正予算	最終予算	備考
普通交付金	64,388,791千円	－	64,388,791千円	※財源更正を実施
特別交付金	1,902,249千円	526,173千円	2,428,422千円	
うち保険者努力支援制度交付金	386,995千円	3,495千円	390,490千円	
うち国特別調整交付金	1,018,798千円	289,171千円	1,307,969千円	
うち特定健康診査負担金	196,456千円	33,507千円	229,963千円	
うち県2号交付金	300,000千円	200,000千円	500,000千円	※H30年度税制改正対応分
合計	66,291,040千円	526,173千円	66,817,213千円	

令和3年度 2月補正予算（案）の概要 [高知県国民健康保険事業特別会計]

～2月補正予算（案）のポイント～

約4,317百万円の増額補正

- Point 1：令和2年度に交付されていた国費について、額が確定したことに伴い超過交付されていた額を国に返納するため増額補正：約1,921百万円
- Point 2：令和2年度決算剰余金の一部を、今後の国保事業費納付金の年度間調整等に活用するために積立てるため増額補正：約1,822百万円

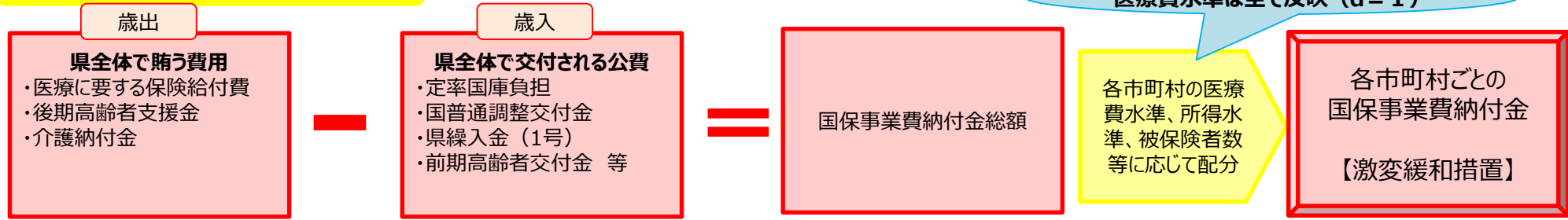
(1)主な歳出の増減		令和3年度 当初予算額①	令和3年度 決算見込額②	2月補正（案） ③＝②-①	要因など	
歳出 総額		80,856,756千円	85,174,174千円	4,317,418千円	※主な歳出は以下のとおり。	
主な歳出	総務費	115,968千円	2,037,090千円	1,921,122千円	令和2年度に超過交付されていた国費を返納する必要があるため、増額補正。	
	交付金 保険給付費等	普通交付金	64,388,791千円	64,388,791千円	0千円	11月診療分までの実績から推計すると、予算の範囲内に収まる見込みであるが、予期できない保険給付費（医療費）の増加に備えて、減額補正はしない。
		特別交付金	1,902,249千円	2,428,422千円	526,173千円	市町村に対する「結核性疾患および精神病に係る療養給付費等が多額」であることや、H30税制改正対応に伴う県2号交付金の増額等が見込まれるため、増額補正。
	国保財政調整基金積立金	698,517千円	2,607,498千円	1,908,981千円	令和2年度の決算剰余金の一部、激変緩和縮減分を基金に積み立てるため、増額補正。（納付金年度間調整等に活用予定）	

(2)主な歳入の増減		令和3年度 当初予算額①	令和3年度 決算見込額②	2月補正（案） ③＝②-①	要因など	
歳入 総額		80,856,756千円	85,174,174千円	4,317,418千円	※主な歳入は以下のとおり。	
主な歳入	国民健康保険保険者努力 支援制度交付金	772,808千円	764,723千円	▲8,085千円	市町村が行う保健事業に要する費用に対する交付金（事業費分）の減少。	
	国民健康保険財政調整交付金 （特別調整交付金分）	1,294,681千円	1,580,957千円	286,276千円	市町村への特別交付金の財源に充当するもので、特別交付金が増加したため。	
	特定健康診査等負担金(国)	98,228千円	114,946千円	16,718千円	対象者数が見込みを上回ったため。	
	繰入金 一般会計	県・繰入金	4,089,289千円	3,964,409千円	▲124,880千円	令和2年度の超過繰入額の精算による影響。
		高額医療費負担金(県)	641,116千円	612,794千円	▲28,322千円	高額医療費が見込より減少したため。
		特定健康診査等負担金(県)	98,228千円	85,720千円	▲12,508千円	令和2年度の超過繰入額の精算による影響。
繰越金	112,610千円	3,979,667千円	3,867,057千円	令和2年度決算剰余金を令和3年度に繰り越して、国費の返納金等の財源に充当。		

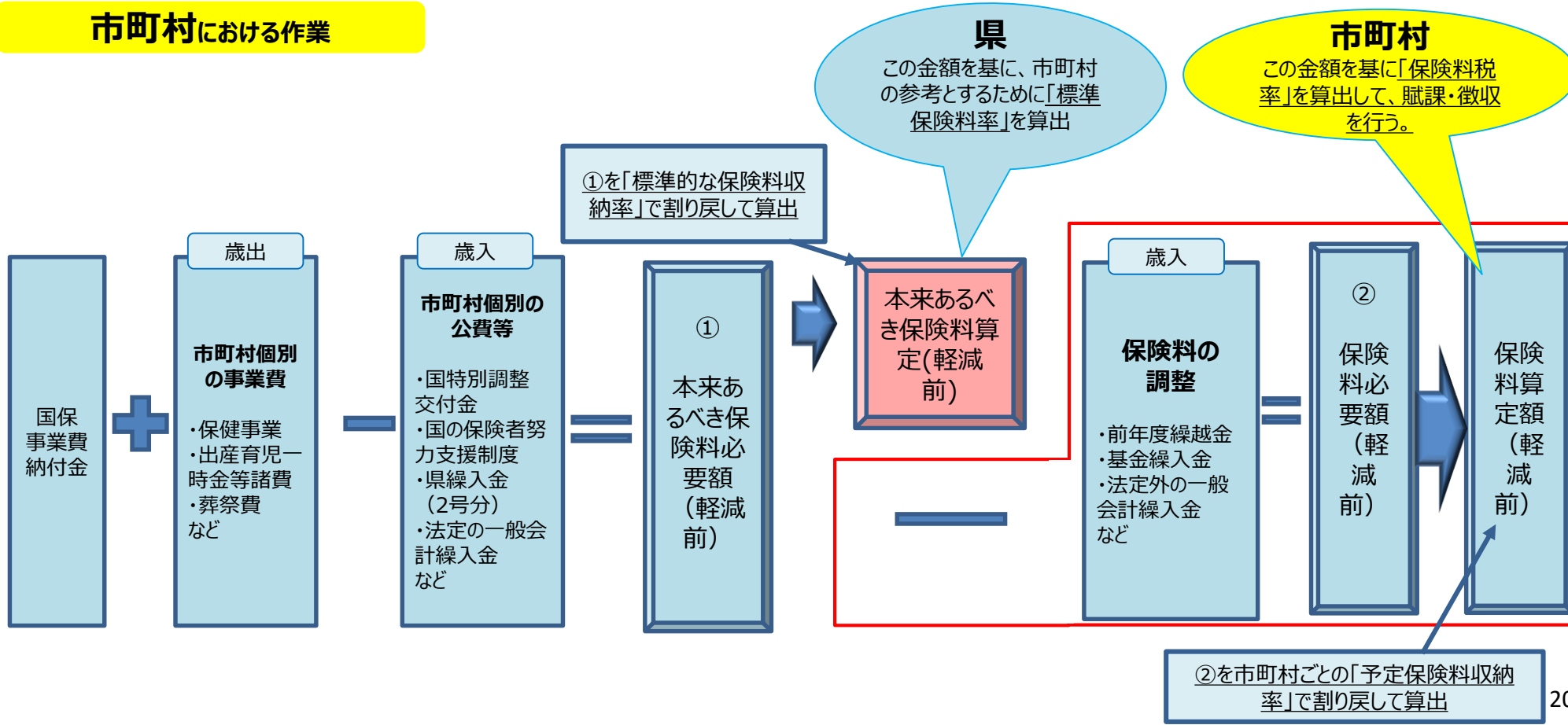
5. 參考資料

国保事業費納付金と保険料額との関係

県における作業



市町村における作業



第2期運営方針期間中の激変緩和の経過措置について

激変緩和措置の段階的縮減

イメージ図（図は「被保険者1人当たりの国保事業費納付金」）

各市町村の医療費水準や所得水準に応じて配分するため、急上昇する場合がある。

激変緩和措置により上昇抑制。

①制度改革の影響分

②自然増分
(例：医療給付費の伸び率、後期・介護告示額の伸び率)

（激変緩和措置前）
当該年度

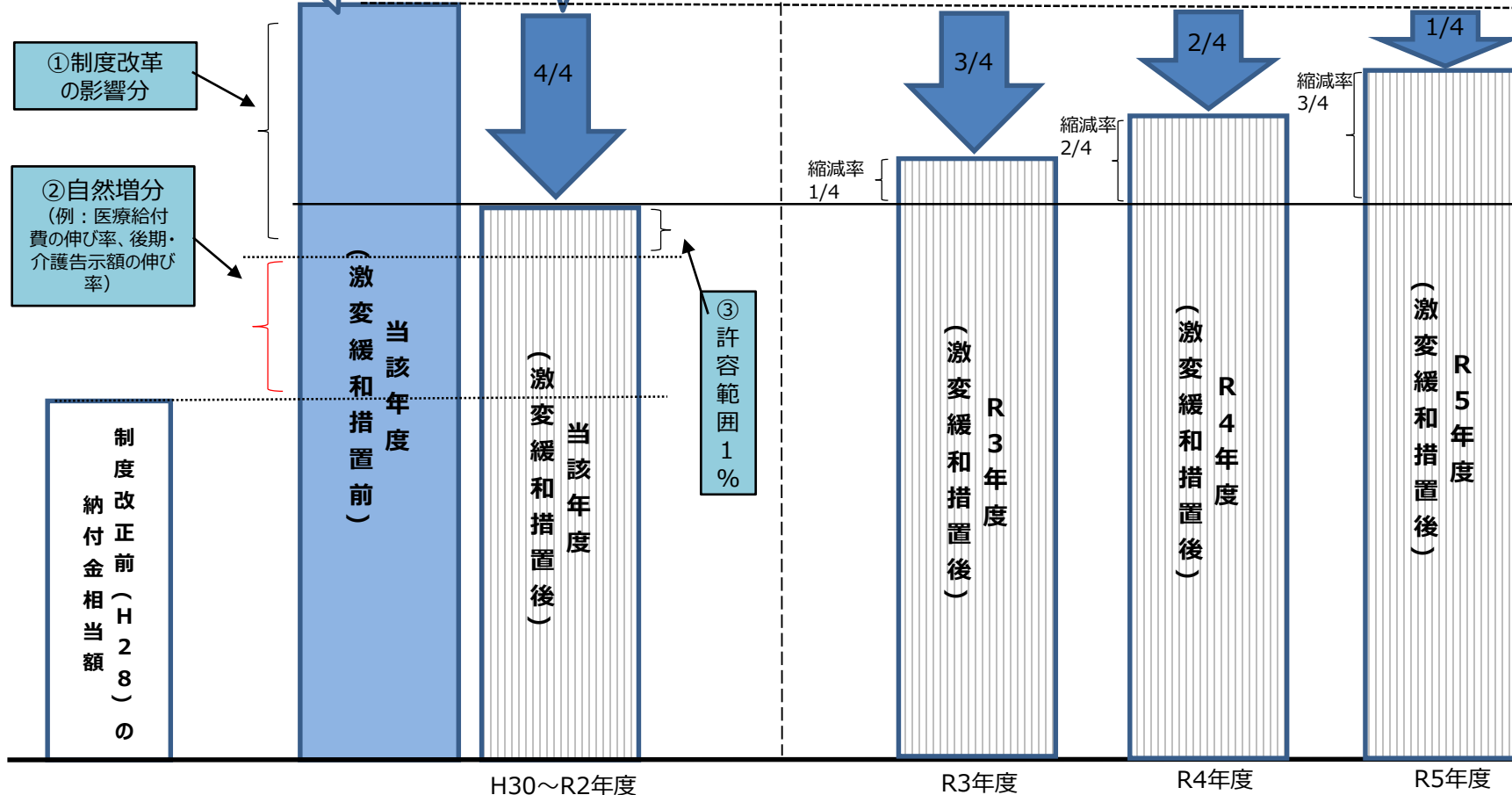
（激変緩和措置後）
当該年度

③許容範囲1%

制度改革前（H28）の納付金相当額

激変緩和措置額の算定方法は現状のまま、激変緩和措置額を段階的に縮減
(縮減率 R3:1/4,R4:2/4,R5:3/4)

※激変緩和措置前の額及び縮減前の激変緩和措置の必要額は、各年度の算定条件により異なる



縮減により留保した財源は、今後「算定方式の変更」により新たな激変緩和措置が必要となった場合に活用する。